

鶴翔高等学校部活動強化部の指定等に関する規程

鹿児島県立鶴翔高等学校

1 目的

学校の活性化及びPRに貢献する部活動を部活動強化部として指定することで、本校のスポーツにおける更なる競技力向上とその部員確保並びに学校のリーダー的人材の育成を図ることを目的とする。

2 指定

(1) 指定条件

ア 部員の大半が、入学以前に関連するスポーツ競技を行い、今後の活躍が有望であるとして、本校顧問から直接説明を受けた生徒であること。

イ 過去5年間において、次に示す優秀な実績を有すること。

但し、学校の運動部としての活動実態を有する運動部に限る。

①近年の全国大会又は九州大会の団体戦へ出場した実績があること。

②県大会でベスト8以上の実績が継続していること。

※全国大会とは、全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校選抜大会とし、これらの大会において実施されていない競技種目についてはこれらに準ずる大会。また、県大会もこれらの予選大会の実績とする。

(2) 指定期間

3年間とする。

(3) 指定の方法

ア 指定方法

上記2(1)の規定に基づき、部顧問会を経て職員会議で審議のうえ、校長が指定する。指定した部には、指定証を交付する。

その際、保護者からの承諾書(別記様式1)が揃っていることが条件とする。

イ 選考及び指定時期

年度当初に行う第1回目の部顧問会及び必要に応じ部活動係が部顧問会を開催し、その後の職員会議で審議する。

また、指定中の部は、指定期間の最終年度に次年度の指定について審議する。

(4) 指定の解除

部活動強化部が次のいずれかに該当した場合は、指定期間の途中であっても、その年度で指定を解除するものとする。

ア 取り組み状況が著しく停滞し、目的を達成することが困難な状況になった場合。

イ 指定条件を満たさなくなった場合。

ウ 部員又は指導者に社会的規範に著しく反する行為があった場合。

3 指定部への支援等

(1) 練習時間の確保

ア 朝ゼミまでの早朝練習の実施は顧問判断とし、放課後の練習時間は、30分間程度の延長を認めるものとする。

但し、延長時間も必ず指導者が監督することとし、公共の交通手段を利用する生徒はその時間に間に合うように下校させる。

イ 考查に係る部活停止期間及び部活休養日については、生徒の体調を最優先するが、練習計画に基づき顧問判断で2時間までを練習時間として認める。

(2) ゼミの出席についての配慮

ア 長期休業中の練習試合・合宿等については、正規の届けにより、部活動を優先させることができる。但し、その際の学習内容については、配付プリント等により自学させる。

イ サタゼミについては、高体連主催の公式大会及びこれに準じる大会参加及び、その他、練習試合・合宿等で競技力の向上が著しいと思われる場合は欠席を認める。但し、その際の学習内容については、配付プリント等により自学させる。

附則

- 1 この規程項は、平成31年4月1日から施行する。